

鹿児島大学法学会 2017年度第1回講演会（平成29年6月26日）

「大崎事件から見える刑事司法の課題」

弁護士 鴨志田 祐 美

1 はじめに

みなさんこんにちは。

私は弁護士の鴨志田といいます。梅雨の時期の一番じめじめしたときに、一時間も私の話を聞くというのは、結構しんどいかもかもしれません。ただ、私にとっては、今日、この日にこの講演をさせていただくというのは、ある意味運命的なことなのです。先ほどご紹介いただいた通り、私は大崎事件という再審事件を弁護士になってからずっと手掛けているのですが、その大崎事件第3次再審の決定が明後日の午後1時30分に出されることになりました。実はこの講演の話をお受けしたときはまだそういうスケジュールではなかったのです。決定が28日に出るということが私たちに伝えられたのは、6月9日のことでした。実は今日、ここに来る前に、私はお昼過ぎまで鹿児島地方裁判所にいました。何をしていたかという、明後日どこで弁護団が決定を受け取って、裁判所のどこから入ってどこから出ていくかというシミュレーションをしていたのです。明後日はマスコミや支援者など、たくさんの人たちが裁判所に来るわけで、その中で、混乱が生じないように、実際に決定を受け取る際のリハーサルのようなことをしたわけです。なので、本当に、秒読みというか、カウントダウン段階に入って、今日この講演を迎えているので、話をしている途中でスイッチが入って、ゾーンに入ったような状態でお話してしまうかもしれませんが、どうぞ宜しくお願いいたします。

2 自己紹介

まず、自己紹介をさせてください。スライドには簡単にプロフィールをまとめてみました。

先ほどご紹介いただいたとおりです。私は神奈川県出身で、20歳くらいまでそこで育ちました。大崎事件が起こった時は、鎌倉市というところに住んでいて、神奈川県立湘南高校という高校の2年生でした。鹿児島島の小さな町で、このような殺人事件が起きていたことは、何にも知らない女子高生だったのですが、その後いろいろあって、鹿児島に来ることになりました。

鹿児島ではまず主婦として生活し、その後公務員試験の受験指導をしている予備校で、8年間講師をしていました。それから、司法試験に合格して弁護士になり、偶然大崎事件に出会ったことがきっかけで、この再審事件の弁護人をやっています。他にも子どもの問題とか少年事件とか、犯罪被害者の支援活動もやっています。

それから、いくつか論文も書いています。こうやって見てみるとやはり大崎事件をやっている関係で刑事司法に関する問題をテーマに書かせていただいていることが多いなあと自分で見ても思います。スライドの一番下のところに書いている、『再審制度の抱える諸問題』というのが、岩波書店からこの5月に刊行された『シリーズ刑事司法を考える』第5巻に掲載されたものです。一応、岩波教養新書のレベルで書いてくれと言われたので、なるべく一般の人でも読んでいただけるぐらいのところまで再審の問題をまとめたつもりなので、もし、今日の私の話を聞いて興味をもって下さった方は、お手に取っていただくと嬉しいです。

3 大崎事件の登場人物と人間関係

さて、早速ですけれども、これから大崎事件とはどのような事件なのかというのを説明していくにあたって、まず、この事件に登場する人物の関係を頭に入れていただこうと思います。

この事件は、1979年に起こった殺人事件とされていますが、共犯事件、複数の犯人が関わった事件だと判断された事件です。その中の主犯とされたのが、原口アヤ子さんという、当時52歳の女性です。このアヤ子さんが、私たちが弁護をしている依頼人ということになります。アヤ子さんは、この事件についてまったく自分は身に覚えがない、無実の罪を着せられた冤罪であると主張して、

闘い続けています。今月（2017年6月）、90歳になりました。38年もの間、無実を叫び続けているのが、この原口アヤ子さんです。

この事件は、加害者も被害者もアヤ子さんの当時の夫だった人の兄弟が関わっているとされました。被害者は——殺されたのかどうかはわからないのですが——、亡くなった状態で、自宅の横の牛小屋の堆肥の中に埋まっていました。どういう状態で、死に至った可能性があるかについては後でまた話をしますが、とにかく、被害者のご遺体が、自宅横の牛小屋の堆肥の中から見つかったということは、もうこれは争いようがない状況でした。そのような形で四郎さんという、（アヤ子さん以外の登場人物は一郎、二郎、太郎、ハナ、四郎という仮の名前にしています）アヤ子さんからみて義理の弟にあたる人が被害者です。そして、四郎さんから見て一番上のお兄さんに当たるのが、アヤ子さんの元夫の一郎さん、二番目のお兄さんにあたるのが二郎さんなのですが、このアヤ子さんと、一郎さんと、二郎さんが、四郎さんを殺した犯人だ、殺人事件の共犯者だという、そういう判決になっています。そして死体を埋めるところ、死体遺棄については、二郎さんの息子である太郎さんも手伝っている、確定判決ではこのように判断されています。そして、この二郎さんの奥さんであり、太郎さんから見るとお母さんである、ハナさんという人が出てくるのですが、実はこの人が後で重要な役割というか、この事件において、重要な問題を持っている人として登場しますので、ハナさんという人もちょっと覚えていてください。

4 大崎事件の概要

もう一度おさらいしますが、大崎事件は1979年10月15日、鹿児島県の大隅半島側にある大崎町というところで、原口アヤ子さんの義理の弟、——先ほどの四郎さんですね——が、自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見されたことで発覚した事件です。そして、遺体発見の直後、任意で取調べを受けていた被害者の一番上のお兄さんである一郎さん——アヤ子さんの当時の夫ですね——と、その弟の二郎さんが「自分がやった」と自白して逮捕されました。しかし、最初の自白は、殺人も死体遺棄も、この一郎さんと二郎さんの2人でやりまし

たという内容だったのです。ところが、その二人の自白は、殺人については「実はアヤ子に頼まれた」「アヤ子が首謀者だった」というふうに、アヤ子さんの指示による3人の犯行だったと変化しました。さらに、死体遺棄については、二郎さんの息子である太郎さんも加わった4人の犯行だったという風に、犯人の数という根本的なレベルのところで、ものすごく自白が変遷していったのです。

一方、共犯とされた人たち、一郎さん、二郎さん、太郎さんの自白を支える客観的な証拠はほとんどありません。この事件は、「共犯者」たちの自白によれば「タオルで力いっぱい首を絞めました」という殺人事件なのですが、もしそうだったら、その凶器として使われたタオルが出てきて、そのタオルから「彼らの痕跡が出ました」というように、自白を支える客観的な証拠が普通は出てくるはずですが、そのような客観的な証拠がほとんどありません。実は凶器とされたタオルさえ特定できてないのです。

ところが、この共犯とされた3人は、取調べ段階だけではなくて、裁判になって、その法廷でも、「自分たちの犯行ではない」と積極的には争いませんでした。この人たちは、後でもお話をするように、知的能力に問題がある人たちだったので、法廷ではあまり語れていないのですが、ただ、「私たちはやっていません」とかいう風にはっきりとは言わなかったのです。

しかも、有罪判決が言い渡されても、この「共犯者」たち3人は誰も控訴せず、全員が一審の鹿児島地裁の判決で刑が確定してしまいました。そして全員がそのまま刑務所で服役したのです。では、主犯者とされた原口アヤ子さんはどうだったかという、一貫して、犯行を否認しています。現在に至るまで彼女は、一度たりとも、事件を認めたことがありません。「やっていないものはやっていない」と言い続けたのですが、他の「共犯者」たちが自白したものですから、1980年3月31日に懲役10年の有罪判決を受けました。アヤ子さんは控訴もしました。上告もしました。しかし、控訴、上告とも棄却され、懲役10年の刑が確定して、アヤ子さんは、10年間、満期服役しました。

5 大崎事件の特徴

以上が大崎事件の経緯ですが、ここで大崎事件の特徴というのを3つほど、お話ししたいと思います。まず、今、申し上げたとおり、主犯とされたアヤ子さんに、自白がないということです。多くの冤罪事件では、厳しい取調べを受けて、一度は「やりました」という自白をした後で、「実はやっていない」と争っていくケースが多いのですが、アヤ子さんは、一度も認めたことがありません。それどころか、先ほど10年満期服役したと申し上げましたが、彼女は佐賀の鳥栖刑務所というところで服役していたのですけれども、非常に成績優秀な模範囚だったので、刑務官が「君は優秀だから、仮釈放も十分あり得るよ」と持ち掛けたそうです。「罪を認めて反省文を書いたら、早く出してあげる」という風に3回もちかけられたそうです。しかし、アヤ子さんは、「やっていないものは反省できません。やったものであったら、いくらでも反省するけど、私はやっていないので、やってないことを反省することはできません」と言って、これを3回とも断りました。その結果、10年間丸々刑に服することになったのです。このエピソード一つを取っても、いかに彼女が「やっていないものはやっていない」という強い意思を貫き通してきたかということがお分かりいただけると思います。

次に2つ目の特徴です。アヤ子さんとは対照的に、共犯とされた3人はみんな自白をした上で、裁判所でも、この自白を争わなかったのです。このように、共犯事件で、1人は否認し、残りの人は認めているという状況になったときには、「公判手続の分離」と言って、同じ裁判官による同じ法廷の裁判ではなくて、別々に審理をしなければならないことになっています。もし大崎事件が、東京地方裁判所に係属している事件だったら、東京地裁には、刑事一部、刑事二部、刑事三部、刑事四部という風にたくさんの刑事部があって、たくさんの裁判体、——裁判官3人のセットを裁判体といいます——があるので、たとえば、アヤ子さんは刑事一部で、他の3人は刑事四部でというような形で、別々の裁判官が、別々に審理していくことになるのです。ところが、鹿児島地裁には刑事部が一つしかありません。このため、公判の分離といっても、結局のところ同じ裁判体が両方の事件を審理することになります。そうすると、自白をしている

「共犯者」たちの審理の方がスムーズに進んでいきます。認めている事件というものは審理が早く進むのです。そして、争っているアヤ子さんの方が、すでに「共犯者」たちの審理をした同じ裁判所、同じ裁判官によって、後から判断をされるという問題もあったわけです。しかも、アヤ子さんの当時の弁護士は、「共犯者」とされた男性3人はみんな自白しているものですから、男性3人は「黒」だと思っていました。男性3人は実際の犯人で、アヤ子さんだけが関わっていないという、そういう見立てで、アヤ子さんの事件の弁護活動を行ったために、そもそも「共犯者」たちの自白が信用できるのかとか、見つかったご遺体の首周りの状況とか、ご遺体の解剖所見と自白による犯行態様は矛盾していないとか、そういうことが一切裁判では吟味されなかったのです。ただ単にアヤ子さんが関わっていたか、関わっていなかったか、ということしか争点にならなかった。この問題、要は、確定審のところでちゃんと吟味されていないということが、後に再審請求をする中で問題になっていくわけです。

さらに、3つ目の特徴ですが、私はこの事件の最大の問題は、知的障害者に対する配慮に欠けた審理を行ったという点だと思っています。共犯者とされていた男性三人はみんな知的にハンデを持っている人たちでした。証拠上、はっきりIQがわかっている太郎さん（死体遺棄だけに関わったとされるアヤ子さんの甥）、彼のIQは、刑務所の記録を見ると64と書かれています。70より下だと、一応知的障害だということになっていて、彼は、四則計算、小学校レベルの計算がやっとならざるかどうかというぐらいの能力だったとされています。また、そのお父さんに当たる二郎さんも、刑務所の分類検査で、MXと呼ばれる、知的障害者の等級が付けられていたということが分かっています。また、アヤ子さんの元夫の一郎さんは、この事件の前に非常に大きな交通事故に遭って、1ヶ月くらい生死の境を彷徨って、昏睡から覚めた後は、体力も知力もがくっと落ちたということを、親戚や近隣の人たちがおっしゃっています。こういう人たちは、「お前やっつたんだろう！」というような厳しい言われ方をされると、それに逆らえません。私がこの事件に関わるようになったきっかけは、私自身の弟に知的障害があったからでした。自分の弟と、弟の同じ学校でお友達だった、養護学校とか特別支援学級の子どもたちを、私は子どものころからたくさん見てきています。この人たちは、他人からわーわー言われたり、責められたりす

るのがものすごく苦手なのです。ただ、厳しいことを言われるのが嫌なので、そのようなときは「はい」と返事をするすると相手が穏やかになることを経験的に知っています。それで「あーよかった」と思うわけです。こういう人たちが、まったく障害に配慮されないまま、密室で警察の厳しい取調べを受け、そして、裁判になってもよくわからないまま、法廷に座らされていた、という状態です。そのようにして語られた自白というのは、もうお分かりだと思いますが、極めて危ない自白です。つまり、「これをそのまま信用していいの？」と疑問に思わなければならないレベルだということです。ところが、先ほどから言っているように、自白を裏付ける客観証拠もないまま、ほぼこの「共犯者」たちの自白だけで有罪を認定している、大崎事件とはそういう事件なのだというをお伝えしておきたいと思います。

6 確定判決の証拠構造

確定審は先ほど言ったようにアヤ子さんが主犯格で、殺人は一郎、二郎との共犯、死体遺棄はこれに太郎さんも加えた4人による犯行であるとして有罪の認定をしました。そこで、どんな証拠によって有罪の認定をしたのかということを図にしてみました。

まず、アヤ子さんは一貫して否認していますから、彼女の否認供述は有罪の証拠には使われていません。

しかし、先ほど言ったように、四郎さんのご遺体が堆肥の中から見つかったというところは動かしようがないのです。もっとも、被害者の四郎さんという人は酒癖が悪くて、いつも酔っぱらって千鳥足であっちこっちふらふらしていたような人なので、もしかしたら、自分で酔っぱらって堆肥小屋にダイブしたと思われる方もいるかもしれません。しかし、解剖の結果を見ると、肺の中には堆肥の粉末が入っていないのです。もし、生きて息をしている状態で堆肥に入った場合には、堆肥の粉末が肺の中にあるということになるのですが、それがないということは死んでから堆肥に入った、つまり誰かが埋めたということになります。ここは客観的に争いようがありません。

で、ここから、捜査機関はどう考えるかということ、遺体が埋められていたわ

けですから、まず、死体遺棄事件は確実にあったこととなります。次に、死体が埋められる状況とはどういうことかと考えるわけです。普通は、何の関係もない人が死体を見つけても埋めませんよね。普通の人はそので警察を呼ぶと思うのです。要は、自分がこの死体に、この人の死に関わってなければ、普通は埋めないということです。自分が死に関わったから、「やばい」と思って埋めようという話になるので、死体遺棄の前提として、殺人事件が起こっていると推測するのです。その後、一郎さん、二郎さんが殺人については自白をしました。共犯事件ですから殺人の共謀についても自白をしたということになります。死体遺棄については太郎さんも加わって、死体遺棄の共謀については三人が自白をしたということになって、結局、知的障害を持っている、一郎さん、二郎さん、太郎さんの自白でもって、殺人の共謀、殺人の実行、死体遺棄の共謀、死体遺棄の実行というものが、証拠という意味では、これだけでほぼ支えられています。ただ、これだけでと言いましたが、確定審判決には、「証拠の標目」といって、判断の根拠として使った証拠のリストが書いてあるのですが、その中に、「ハナさんの公判廷供述」というのが入っています。先ほどハナさんのことを覚えていて下さい、と言いましたよね。ここで出てきました。このハナさんという人は、二郎さんの奥さんで、太郎さんのお母さんです。

当時田舎の農家では、トイレが外にあって、外で用便をしていたのですが、ハナさんは10月12日の夜、用便をしようと思って外に行ったら、アヤ子さんと、自分の夫の二郎さんが、「こういう時じゃないと四郎を殺せない」というような共謀をしていたのを見たと言っているのです。さらに、その後、しばらくうつらうつらしていると、夫の二郎さんが帰ってきて、「うっ殺してきた」と独り言のように言ったのを聞いた。さらに、少し時間が経って今度は太郎さんが帰ってきて「加勢してきた、黙っちゃらんや（黙っておけ）」と言うのを聞いたということです。このようにハナさんは最初に、アヤ子さんと二郎さんのしゃべっているところを見た、それから夫が帰ってきて、うっ殺してきたの聞いた、さらに息子が帰ってきて加勢してきたの聞いた。これがハナさんの供述なのです。この、ハナさんの供述が、一郎さん・二郎さん・太郎さんの自白を支えている補強的な証拠であるというのが確定判決の証拠構造だと考えられています。

あと、証拠の標目には供述以外の証拠として、ビニールカーペットと法医学鑑定が挙げられています。「共犯者」たちの自白によれば、被害者の自宅の六畳間で、1人がタオルで力いっぱい首を絞め、別の1人が腕を押さえつけ、もう1人が足を押さえつけというふうに、3人で畳の部屋に、四郎さんを押さえつけてタオルで首を絞めたということになっています。この自白には、そうやって首を絞めていたら、被害者はグーッと絞められて苦しいから、そのときに糞尿を漏らしたというエピソードが出てきます。そして、その畳の部屋にビニールカーペットが敷いてあったというわけです。そのビニールカーペットは、事件の後に外されて別のところから見つかっているのですが、糞尿痕がついているから、「ああ、このカーペットの上で殺害行為が行われたんだな」と判断されて証拠の標目に上がっています。

それからもう一つは、法医学鑑定です。城哲男さんという、鹿児島大学の法医学教室の教授だった先生ですが、事件発生直後にご遺体を解剖しました。しかし、何しろ堆肥の中に3日間もいたご遺体なので、腐敗が進んでいてはっきりした所見が取れない。ただ、首の——首の後ろに頸椎という骨があるのですが——この頸椎の前のところに出血がありました。これを見て「他に致命傷のようなものが見当たらないので、どうやら首周りに力が加わったこと、力が加かったことで死に至ったものと思われる」という鑑定結果を出しています。この鑑定書には、絞殺という言葉すら出てきません。首を絞めて殺したということも書いていません。「首周りに力が加かって、窒息したんじゃないかなあ」というくらいの鑑定書です。なので、ビニールカーペットや法医学鑑定というのは、まず自白が前提にあって、その自白とは矛盾しないという程度で支えている証拠ということになります。

このように、客観的証拠として証拠の標目に挙げられていたビニールカーペットや法医学鑑定は、自白を離れて独立で有罪の認定に使えるような強い証拠ではなかったということをご理解いただきたいと思います。

7 第1次・第2次再審請求の経過

さて、アヤ子さんは有罪判決が確定した後、10年間刑務所で満期服役して、すぐに弁護士に「私はやっていません。再審請求したいです」と言って、1995年に、アヤ子さんのみならず「共犯者」たち3人もみんな無罪だと主張して第1次の再審請求をしました。この第1次再審請求のとき、2002年に鹿児島地方裁判所が再審開始、裁判のやり直しを認める決定をしました。この当時は、日本のありとあらゆる再審事件で全然再審開始決定が出ない頃だったので、ものすごく画期的な決定といわれたのです。ところが、この再審開始決定に対し検察官が即時抗告をして、福岡高裁宮崎支部は、2004年に再審開始決定を取り消してしまいました。実は私は、再審開始決定が出た2002年に司法試験に合格し、2004年に弁護士登録しました。つまり、私は、弁護士になってからは、一度もいい思いをしていないということです。要は、福岡高裁宮崎支部で開始決定が取り消された、いわば「どん底」のところから、弁護人としてこの大崎事件に関わっているということです。

2006年に第1次再審が終わり、それから4年かかって、2010年に第2次の再審請求をしました。この2010年に、私はそれまで勤務していた事務所から独立して、自分の事務所を持つに至りました。自分の事務所ですから、自分の売り上げだけで生計を立てなければならないような状態になったわけです。その2010年に大崎の第2次再審の申立てをしたものですから、今でも覚えていますが、申立てをした8月の売上げが17万円だったのです。事務員さんの給料も払えないくらい大崎事件にかかりつきりでした。ちなみに再審事件というのは全くボランティアです。本人からは1円もお金をもらいません。今は、日弁連という弁護士の団体から支援をいただいているので、弁護団会議のために東京から鹿児島に来る弁護人の交通費とか、鑑定をお願いする先生の費用などは少し出るようになったのですが、我々弁護人の活動自体は、全員手弁当で、ボランティアでやっているという状態です。2011年には、アヤ子さんの長女である京子さんという方——アヤ子さんと一郎さんの間の長女です——が、亡くなったお父さんのために立ち上がって、再審請求をしました。つまり、一郎さん本人は亡くなっているけれども、その娘さんがお父さんの無実を晴らすために再審

請求しているというわけです。なので今、大崎事件は現在、この2つの事件、アヤ子さんが自分の無実を晴らすための再審請求と、娘さんがお父さんの無実を晴らすために申し立てている再審請求の、2つの事件を同時並行でやっています。

第2次再審は2013年に鹿児島地裁で再審請求を棄却する決定が出て、弁護側が即時抗告しましたが、2014年に福岡高裁宮崎支部が弁護側の即時抗告を棄却しました。弁護団はさらに最高裁に特別抗告を行いました。2015年2月2日、最高裁が特別抗告を棄却したことで第2次再審は終了しました。この2015年2月2日という日付を覚えていてください。後で出てきます。

8 再審手続とは（2つのハードルと、新証拠の明白性の判断方法）

さてここで少し話を変えます。再審とはそもそもどんな手続きなのかということをおさらいしたいと思います。再審というのは、すでに確定した裁判——地方裁判所、高等裁判所、最高裁というふうに3回のチャンスを経て確定する、これを三審制と言います——は、みなさん中学・高校で習っていると思いますが、最高裁で有罪が確定したら普通はそこで終わるんですね。ところが、確定した有罪判決に、後から、誤りが見つかった、これは間違いなくこの人は無実だという事実がわかったときには、無実の人が有罪のままいるのは極めて重大な人権侵害なので、裁判のやり直しをすることが認められています。その手続として再審制度が定められているのです。そしてその再審は、二段構え、2段階のハードルがある手続きだということをご理解ください。一つは、再審請求といって、まずはやり直しの裁判をするかしないかを決める手続きです。今大崎事件でやっているのはこの再審請求というレベルの話です。ある事件で再審開始決定が出ると、裁判所の前に、縦幕をもって、「再審開始！」といって裁判所の外に走ってきて、みんなで万歳三唱したりするシーンがテレビに出てきますが、実はそこでは終わらない。それは1本目のハードルを越えた段階なのです。1本目のハードルを越えた後に、実際に裁判をやり直す、そのやり直しの裁判のことを、再審公判といいます。ここで無罪の判決が出て初めて、再審無罪、無実の人を無罪にすることができるのです。でも、多くの事

件が1本目のハードルのところで裁判所に跳ね返されてなかなか再審開始を認めてもらえないという実情があります。

ちなみに今の日本の刑事訴訟法の再審の規定は、実は、ドイツ法を基にした戦前の古い刑事訴訟法のままなのです。戦後になって日本の刑事訴訟法には、当事者主義が採り入れられて大きく変わった、人権に厚い制度になったなどと習ったかもしれませんが、明確に当事者主義になったのは、通常審の一審段階までで、そこから後の手続、特に再審のように刑事訴訟法の400番台の条文は全然手をつけられておらず、昔の条文のままなのです。ただ、今の刑事訴訟法は日本国憲法の下にあります。日本国憲法では同じ事実で2回刑事裁判を受けるという危険にさらしてはならないという、「二重の危険禁止」という規定がある(39条)ため、同じ事件で2回も有罪だというレッテルを貼られることはない、ということになっています。このため、現在の再審制度は、無実の人に無罪をとらせてあげる方向の再審しか認められてないです。再審というのは、裁判の間違いを正す制度だから、理論的には、二つ方向性があることは分かりますか？本当はやってなかったのに間違っただけで有罪になってしまった人を無罪にしてあげるという方向が一つですね。逆に、本当は犯罪を行ったけれど無罪の判決をもらった人が、「お前、本当はやっただろう」と言ってやり直しをすることも理論的にはあり得るわけです。後者の再審を「不利益再審」といいます。でも先ほどお話したように、今の憲法は「二重の危険」を禁止していますから、2回裁判にかけて有罪の危険にさらすというのは認められないので、今の憲法上、不利益再審はできない。つまり、無罪判決をもらった人を有罪にする再審はできないことになっています。あくまでも、無実の人が、有罪判決を受けてしまったときに、「私は無罪だからやり直してくれ」という方向にしかできないということを知っておいて下さい。

つまり、再審の目的は間違っただけで有罪になってしまった無実の人を救うことであり、この目的のためだけに現在の再審制度は存在しているのだということです。

ところで、実は現行刑事訴訟法の条文上、再審請求権者、再審請求をすることのできる人として最初に書かれているのは、検察官なのです。検察官というのは有罪を求める人ですよ。通常の刑事裁判では有罪判決を求めて起訴する

のが検察官の役割ですから。でも実は、不利益再審が廃止されている現在の再審手続においても、検察官が再審請求権者の筆頭に挙げられているのです。一体これはどうしてだろう、と思いませんか？ぜひ考えてみて下さい。

さて、この再審制度について、1本目のハードルが大変難しいといいましたが、どういうハードルを越えないといけないかというと、刑事訴訟法の435条6号に「無罪を言う渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき」と書いてあります。この「無罪を言い渡すべき明らかな」というのを「明白性の要件」というふうに言います。無罪であることが明らかに認められるような証拠を「新たに」発見したとき、というのは、新しい証拠ということで、「新規性」というのですが、この「明白性」と「新規性」という2つの要件をクリアしないと再審は開始しません。

かつては、「明白性」というのは非常にハードルが高くて、たとえば、真犯人が見つかったとか、最近の例で言えば、DNA鑑定で完全な別人だということが分かったとか、そういうことでもない限り、なかなか明白な証拠とは認められませんでした。しかし、昭和50年に白鳥決定という有名な再審の決定が出されました。この決定は、新証拠の明白性の判断方法について「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠を総合的に評価して判断すべき」と言っています。簡単に言うところのことです。たとえば、ある証拠を新証拠として再審請求がされました。たとえば大崎事件の場合には、法医学鑑定といって、「タオルで首を力いっぱい絞めて殺したとしたら、ご遺体の状況はこんな風にはならない。ご遺体の状況は絞殺とは矛盾する」という内容の法医学者の鑑定書を新証拠で出しています。で、これが明白な証拠にあたるかどうかを判断するときに、昔は、その鑑定書だけを見て、鑑定書が信用できるかどうか、この鑑定書で間違いはないかどうかを吟味して、ちょっとでも疑問があったら、「これは明白じゃないな」という感じで明白性を否定していたのです。

しかし、白鳥決定は「新証拠と、他の全証拠とを総合的に評価しなさい」と言っています。他の全証拠というのは何かというと、確定審の段階で出されていた証拠（これを「旧証拠」といいます）です。だから、新証拠として出した

法医学の証拠が、確定判決当時の昭和54年とか55年のときに、法廷に提出されていたら、果たして元々のこの確定審の判決をした裁判所は有罪という認定に至ったかどうか、古い証拠と新しい証拠をいわばガラポン状態にしてもう一回判断してみましょう、というのです。その結果「すべての証拠を総合評価してみたら有罪判決は維持できない」という判断になれば、その段階で翻って「この鑑定書は明白な新証拠だったのだ」と結論付けることができる。このような判断の仕方を白鳥決定が示したことによって、明白性の判断というのは、新証拠それ自体だけではなく、新旧全証拠を総合的に評価すればいいのだということになって、「明白性」のハードルが少しだけ下がったという事情があります。しかも白鳥決定はそこで、「その判断にも疑わしいときには被告人の利益にという刑事裁判の鉄則が適用される」と明言しています。疑わしい、どちらかわからないというときは、被告人の利益になるように、無罪の方向に評価しなければならない、というのが、この白鳥決定のポイントなのです。

9 新証拠の明白性判断の実際

～大崎事件第2次再審即時抗告審を例に～

実は、白鳥決定が出た後、明白性のハードルが低くなって、たくさん再審開始決定が出されたかという、残念ながら決してそうではないのです。では、実際に今の白鳥決定に従って、この新証拠の明白性がどんな風に判断されているのかというのを、私たちの大崎事件で——第2次再審の即時抗告審における審理のやり方を例にとって——説明します。なお、今やっている再審請求は第3次です。第3次再審請求は明後日決定が出ますから、明後日以降は第3次の解説ができるのですが、今日はまだ第2次の段階での判断方法を例にとって説明をしたいと思います。

先ほど確定判決の証拠構造というのを見てもらったときに、この事件は殺人にしても死体遺棄にしても、知的障害を持っている「共犯者」3人の自白だけでほとんど有罪が認められていて、それ以外の証拠はあまり大きな力を持っていないのだというような話をしました。実はこの第2次再審の即時抗告審では、ビニールカーペットと確定判決段階での法医学鑑定書について、これらは自白

を離れて有罪の証拠として使えるようなものではないと、もう最初から切り捨てているのです。残ったのが一郎さんと二郎さんの殺人及び死体遺棄についての自白と、太郎さんの死体遺棄についての自白、そしてそれを下支えするとされたハナさんの目撃供述だったというわけです。この状態を踏まえ、私たち弁護人はこの確定判決の古い証拠、有罪に使われた証拠に「この証拠では有罪にはできませんよ」というダメージを与える新証拠として、先ほど述べたような法医鑑定とともに、供述心理分析鑑定も提出しました。これは、心理学者に一郎さん・二郎さん・太郎さんの自白を心理学という専門的な観点から分析してもらったものです。私たちは法律家ですから、供述の中身が信用できるかどうかの判断は、裁判所が他の証拠と対比させるなどしてその供述が信用できるかどうか、いくつかの準則に基づいて判断をするのと同じようなやり方になってしまうのですが、心理学者はまったく違う角度でこの自白を分析したのです。どういうことかと言うと、心理学者の先生は「共犯者」たちの喋り方・語り口に注目するのです。彼らが実際に体験していることを語っているときには、他の人とコミュニケーションが取れていて、「あの人はこういった、だからぼくはこう言った」というように、相互通行のコミュニケーションがあります。ところが、犯行を自白しているところになると、大崎事件は共犯事件で、3人で一緒に殺害したことになるのに、誰がタオルを持ってとか、誰がどこを押さえてとか、いつ殺すとか、まったくそういう事前の相談がないのです。特殊部隊みたいに「いっせいのせ」で、みんなバツって一斉に殺人をやって、その死体を運ぶ時も、普通は、誰が頭をもって、誰が肩をもって、足をもってとか相談するはずですよ。生まれて初めてですよ、この人たちが殺人するのも、死体遺棄するのも。何度もやっている人ならともかく、生まれて初めて殺人・死体遺棄する人たちが何の事前の相談もなく、いきなりぱっと犯行ができてしまうという、そういう話になっているのです。この人たちの自白は、やはり専門家の目から見ると相当おかしいという評価がされました。コミュニケーションが取れていないということはどういうことかと言うと、体験していないストーリーを語らせられているから、自分が体験していないことだから、うまくコミュニケーションが表現できていない可能性が高いというのが供述心理鑑定の結果でした。

また、「共犯者」たちは先ほども言ったように全員が知的なハンデを持っていましたので、そのような知的障害に関する証拠とか、あとは、先ほどのビニールカーペットが全く犯行とは関連性のないいい加減な証拠だということを弁護団が再現実験で明らかにしました。

これらの新証拠のうち、第2次再審の即時抗告審では、今説明した供述心理鑑定と、一郎さん・二郎さん・太郎さんの知的障害に関する証拠は自白の証明力に打撃を与えていると認めました。特に一郎さん・二郎さんの殺害に関する自白は、それ自体だけでは信用できないというようなレベルまで、新証拠はダメージを与えることに成功したのです。そこで、先ほど説明したとおり、新証拠がそれなりに旧証拠にダメージを与えた以上は、もう一度、新旧全証拠をガラポン状態にして、もう一回見直してみましようよということにしたわけです。白鳥決定のいう「新旧全証拠の総合評価」です。確定審段階の古い証拠から、第1次再審で開示された証拠、さらに、第2次再審の時には、213点も今まで捜査機関に埋もれていた、いわば、隠されていた証拠が見つかりました。「証拠開示」というのですが、第2次再審の即時抗告審では、この証拠開示によって今まで私たちが「存在」すら知らなかったたくさんの証拠が出てきました。たとえば、「共犯者」たちは3人も、任意捜査の段階でポリグラフ検査、いわゆる「うそ発見器」にかけられていて、その結果、「何かを知っている」と判定された次の日にいきなり逮捕されていたり、ひどい人になると、ポリグラフにかけたところ1回目は「白」だったのに、もう1回検査して、2回目は「黒」と出たから次の日に逮捕したりとか、そういうむちゃくちゃなことをやっていたのですけれども、そのような経緯を示す証拠群も初めて、この第2次再審（即時抗告審）の時に出てきました。

これらの、確定審段階での旧証拠、第1次・第2次再審で開示された証拠を含む新旧全証拠を総合評価して、確定判決当時の有罪認定が維持できるか、という判断をすることになるわけです。

10 第2次再審（即時抗告審）棄却決定の問題点

第2次再審の即時抗告審の時点で新旧全証拠を総合評価したとき——私は今

見てもそう思いますけれど——、有罪判決を維持するのは絶対無理だったと思います。福岡高裁宮崎支部の裁判官も、殺人をしたという2人の自白は信用できないと判断しました。ところが、再審開始か否かの結論は「棄却」でした。再審の開始はされないまま終わってしまったのです。

ではどういう理屈で棄却したのか、再審開始を認めなかったのか。棄却決定の要旨を見てみましょう。先ほど言ったように一郎さん・二郎さんの自白は、それ自体では信用できないと評価されました。信用できないという意味は、この自白はうその可能性があるということです。それから、先ほどお話ししたビニールカーペットや法医学鑑定は、自白から離れて、それだけでは証拠としての意味を持たないと判断されていました。それなのに、太郎さんの死体遺棄の自白は一応信用できるとされ、さらに、「(夫が)『うっ殺してきた』というのを聞いた」、「(息子が)『加勢してきた、黙っちゃらんや(黙っておけ)』というのを聞いた」という、ハナさんの供述が信用できるから、全部リカバーされて、すべての自白が信用できるということになってしまっているのです。どう考えても、この理屈は分からないのですが、裁判所はそういう形で再審開始を認めませんでした。

では、この棄却決定にどのような問題点があるかを考えてみましょう。まず、殺人事件と死体遺棄事件って、どちらがメインですか？それはもう、殺人の方が重いに決まっていますよね。その殺人の方の自白した2人の自白は、もう信用できないと認定していて、さらに数少ない客観証拠として認められていたカーペットとか、法医学鑑定はそれだけでは意味がないと言っているわけですから、本当ならここで無罪になるはずですが。白鳥決定では「疑わしいときは被告人の利益に」だったはずですから。それなのに、ハナさんの目撃供述で有罪を維持したのです。ハナさんというのは、お芝居で言ったら脇役です。目撃者ですからね。犯行を行った人が主要な登場人物なのですから、私たちは、犯行を行ったと自白する「共犯者」たちに注目して、供述心理分析を行ってもらったわけです。おそらく確定判決も一郎・二郎・太郎の自白で有罪を認定しているのであって、ハナさんの供述にはあまり重きを置いてはなかったと思うのです。ところが一郎さん・二郎さんの自白が信用できないとなると、突然、舞台袖いたハナさんを舞台の真ん中に連れてきて、スポットライトを当てて、「ハ

ナさんのいうことは信用できる。だから有罪でいいんだ」というような判断をしているのです。これは、結局のところ有罪の確定判決を守るための無理な辻褃合わせではないでしょうか。私たちはこのようなやり方を、ちょっと難しい言葉で、「証拠構造を組み替えている」とか、「古い証拠の価値をかき上げてあげる」と批判するのですが、そんなことをやっちゃっているのです。

これは結局、「疑わしいときは確定判決の利益に」なっているということです。ということは、この棄却決定は、再審手続にも「疑わしいときは被告人の利益に」という鉄則が妥当するという白鳥・財田川決定に明らかに反しているということになるわけです。

11 第2次再審請求の到達点が、第3次再審請求のスタートラインに

第2次再審請求は棄却という結果に終わりましたが、一郎さんや二郎さんの自白の信用性は高くないと判断され、客観証拠の証拠価値も乏しい、と判断されたことで、私たちは次の闘いに向けて、容易に歩みを進めることができました。なぜなら、確定判決を支えているのは、もはや太郎さんの自白とハナさんの供述しかないという状態になっているわけですから。私たちが現在やっている第3次再審は、まったくのゼロからではなく、この第2次再審請求の到達点からスタートすることができたというわけです。私たちは、第2次再審の終結からわずか5か月後の2015年7月8日、第3次再審の申立てにこぎ着けました。

第3次再審における私たちの戦略はこうです。結局のところ、太郎さんの自白は、死体遺棄だけなので、太郎さんの自白を潰すためには、一郎さん・二郎さんの殺人の自白の信用性が完全に否定されれば、太郎さんの自白だけでは事件が成り立たないわけですから、まずはもう一度、一郎さん・二郎さんの自白の信用性をたたく。さらに、ハナさん、この突然出てきたハナさんの供述もしっかり分析する必要がある。ということで、私たちは第3次再審の申立てにあたり、2つの新証拠を用意しました。一つは、被害者のご遺体の状況と自白の犯行態様が矛盾することを、これまでとは別の法医学者に見ていただいた。これが吉田鑑定書です。さらに、第2次再審のときに、一郎さん・二郎さんの自白を鑑定してもらった心理学者に今度はハナさんの供述を見てもらいましょうと

ということで、この2つの鑑定書を新証拠として提出したわけです。

12 第3次再審の新証拠（その1）法医学鑑定

今回の第3次再審請求の2つの新証拠を少し解説しておきます。

まず、法医学の吉田鑑定です。今までの第1次、第2次再審における法医学鑑定というのは、何しろタオルで力いっぱい首を絞めたという自白なわけですから、どの鑑定も、被害者の首周りの所見がどうなのかというところが中心だったのです。ところが今回の鑑定を依頼した吉田先生は、被害者のご遺体の写真を見るなり、あっと驚くことを言いました。「このご遺体は白っぽいですね」と指摘されたのです。どういうことかと言うと、絞殺、首を絞めて殺されたという死体は、たとえば包丁などで刺された死体と違う点がありますね。そう、体から血が出ていないということです。亡くなった時に体の中に血液がたくさんあるということです。体の中にある血液は、心臓が動いていれば、循環しています。ポンプで全身に送り込まれて動いていますが、死んだ途端に心臓が止まりますから、重力に従って、下の方に血が落ちてくるのです。たとえば、うつ伏せに寝ていたら、お腹とか胸とかに、どんどん血が下りてきます。仰向けで死んでいたら、背中の方に血が下りてきます。これが、皮膚から透けて、赤く見えます。これが死斑です。この四郎さんには死斑がないというのです。その死斑と同じメカニズムで、内臓に血が下りている状態を、実は難しい言葉で、「血液就下」というのですが、吉田先生は「このご遺体には血液就下も死斑も認められない」とおっしゃったわけです。その意味は、「このご遺体の死因は窒息ではない」ということです。これには驚きました。先ほど説明したとおり、窒息死の場合、体内に血液が多く残っているので、血液就下とか死斑が多く出ます。出血死の場合には、血液就下が出ないか、ごく軽いということで、四郎さんは、絞殺どころか窒息でもなく、「出血に関連した死」とであると示唆したのです。「いやいや、ちょっと待ってください」と思われるかもしれません。確かに、四郎さんのご遺体には刺し傷などの大きな外傷はありません。ではどういいう出血なのか、という、実は出血というのは体の外に出る出血だけではないのです。内出血というのがあります。たとえば、交通事故に遭ったり、高

いところから落ちたりするなどして、外表にはそれほど損傷はないのに、死に至っているケースで多いのは、骨盤が骨折しているケースだそうです。骨盤が折れていると体の中では大出血を起こしているけれど、分厚い筋肉や、脂肪とくに囲まれていますから、外には見えない。こういう状態で死に至っている人というのは結構多いんだそうです。四郎さんは行方不明になる前、実は酔っぱらって、自転車ごと側溝に転落しているんです。1メートルくらいの高さの側溝に酔っぱらって自転車ごと落っこちて、誰かに引き上げられたという事実があり、四郎さんはこのときに実は重篤な怪我をしていたのではないかと考えられています。

さらに、首のところについても、今までは、首の表面のところの色がどうかとか、「索条痕」という紐で絞めた痕があるかどうかという皮膚の色調あたりが論点だったのですが、吉田先生が注目されたのは首の内部でした。タオルで首を絞めるというのは実は結構大変なのです。すごい力が要ります。だから、ものすごい力で首を絞めたら、首の中の筋肉の線維（筋繊維）にも内出血がでるはずなのですが、それもないということでした。そうなるともう、ご遺体の状況はどうみても自白と矛盾しているということになります。

結果として、吉田鑑定は、四郎さんの死因について、出血性ショックによる死を示唆しました。

四郎さんのご遺体は、首の骨の後ろの頸椎という骨の前のところに、縦長の出血があるのです。第1次再審の段階から、この縦長の組織間出血が何なのかということが取り沙汰されていたのですが、これは実はむち打ちなどのときにできる出血なのだそうです。首って、前には曲がるけど、後ろにはあまり曲がらないですよ。これを無理やり、後ろ方向にガッと強い力が加わったときに血管が切れて、血が出るのです。そうすると、転落したときにむち打ちみたいな形で血が出るということは当然考えられる。だからこの人は、自転車事故で実は大きな怪我を負っていた後に、低体温状態になって死に至ったのではないかと、ということになります。

13 第3次再審の新証拠（その2）ハナの供述心理鑑定

今度は、ハナさんの目撃供述についての供述心理鑑定を説明します。ハナさんは、先ほど目撃供述と言いましたが、実は犯行現場を見たわけではありません。普通、目撃供述というのは、殺害をしているところを見たとか、埋めているところを見たという内容のものです。ハナさんの供述は違いますよね。アヤ子さんがやってきて、夫の二郎さんに犯行を持ち掛けているところを見聞きしたというのが一つ、帰ってきた二郎さんが「うっ殺してきた」と言ったのを聞いた、というのが一つ、やはり帰ってきた息子の太郎さんが「加勢してきた」というのを聞いたというものです。これは「耳撃」とも言うのですが、耳で聞いただけですし、しかも犯行そのものの目撃ではないですよね。これだけでも、大した供述ではないというイメージなのですが、先ほども言ったように、第2次再審の即時抗告審は、この、ハナさんの供述が十分に信用できるから、一郎・二郎・太郎の自白も信用できる、と判断したものですから、今回は、この3つの供述（「ハナの目撃供述」）を、心理学者にちゃんと調べてもらいましょうという話になったわけです。ハナの供述の信用性が崩れれば、共犯者たちの自白も支えを失って完全に崩れる、ということです。

そのような経緯で、ハナさんの供述を供述心理の先生方に見てもらってところ、非常に興味深いことがいくつか分かりました。実は、ハナさんは、最初は10月12日の夜にアヤ子さんが来たということは言っていなかったのです。事情聴取を受けた期間の途中から、アヤ子さんが家に訪ねてきて、夫に犯行を持ち掛けて、という話をし始めたのです。すると、供述を重ねるごとに、どんどん話が付け加わっていく。すなわち供述が変遷していくのですが、新しい事実が付け加わるごとに、だんだんおかしい、辻褄が合わないことが増えていくという特徴があります。最初は、トイレに起きた、寝ている最中にトイレに行きたくなって起きたというのが、2回だったのが、トイレに行く回数がどんどん増えていくのです。なぜかという、トイレに行きたくて目が覚めた時に、夫が帰ってくる。トイレに行きたくて目が覚めた時に、息子が帰ってくるというふうに、「家政婦は見た」というドラマがあったと思うのですが、あんな感じで、たまたま、ハナさんが都合よく目が覚めたときに、いろんな人たちが帰ってき

て、殺してきたとかつぶやいたのを聞くという、そういう話になっているのです。さらに、そのとき、普通であれば、夫が帰ってきて、「殺してきた」とつぶやいたら、みなさんはどうしますか？「え？何してきたの、あんた！」とか聞き返しませんかね？ところが、ハナさんは、その話を聞いたら、そのままトイレに行って寝てしまうんです。しばらく寝て、またトイレに行きたくなくてまた起きたら、今度は息子が帰ってきて、「加勢してきた、黙っちょらんや（黙っておけ）」と言うのです。普通だったら、「あんたたち何やってるのよ！」という話になりませんか？それもなく、また寝るのです、ハナさんは。このような供述ですから、心理学者でなくても、十分おかしいと思うのですが、今説明したように、目撃場面に移動したり、そこから離脱したりという場面転換が、全部「小便」と「寝た」という生理現象をきっかけとして起こる、つまり突然場面が切り替わった説明をしなくてもいいような言い訳に「小便」と「寝る」が使われているということなのです。しかも、それが1度ではなく何度も何度も繰り返されているという特徴がみられました。

さらに、ハナさんの供述調書のうち、特に供述量の多い「検察官面前調書」——検察官に対して供述している内容を記録した調書——をつぶさに分析したところ、特に、最後の太郎さんが「加勢してきた、黙っちょらんや（黙っておけ）」と言うところで、ハナさんが無反応なのは心理学的に見てもおかしいということになりました。ハナさんはその前に、アヤ子さんが二郎さんに殺害を持ち掛けているのを聞き、さらに二郎さんが帰ってきて「うっ殺してきた」と言ったのを聞き、最後にとどめのように「加勢してきた、黙っちょらんや」と言われているのに、ここで全く反応がないというのは、普通の家族のコミュニケーションではやはり考えられませんよね。すなわちこれは、体験していない供述である可能性が高いと判断されました。

ハナさんの供述心理分析を行ったのは、一郎さんや二郎さんの自白を鑑定したのと同じ、また、かつてDNA鑑定で無罪になった足利事件の元被告人・菅家利和さんの供述を鑑定したこともある二人の心理学者が鑑定しているのですが、ハナさんの供述は、菅家さんや一郎・二郎さんの自白と、非常に似通った特徴があると結論づけられました。つまり、ハナさんの供述には、体験記憶に基づかない情報が含まれている可能性が高いという結論になったわけです。

ただ、当初の鑑定では、先ほど説明したとおり、ハナさんの検察官調書を中心に分析したため、心理学者の先生方を裁判所で尋問した際に裁判長が「検察官の調書というのは有罪の立証に必要なところだけが記載されているから、語っていないのではなくて、ハナさんはちゃんと喋ったけれど、検察官がそれを調書に記載しなかったという可能性はないですか？」という問いを投げかけたのです。

そこで、私たちは、裁判長の問いに答えるべく、心理学者お二人に、他の調書も全部チェックしていただきましょうということで、ハナさんの供述が残されていた警察官や検察官の調書全部をもう一度チェックをしていただき、「補充鑑定書」として提出しました。

先ほども言ったように、ハナさんはアヤ子さんが訪ねてきたとか、夫が「うっ殺してきた」と言っていたというような供述を最初からしていたのではなく、途中からそういう話をし始めたのです。そこで、この「途中から話をし始めた」ことを「告白」と呼び、告白前に供述していた段階の「告白前供述」と、この目撃供述をするようになってからの「告白後供述」とに分けて、これをさらに、時系列に沿って、目撃をする前、目撃をしているところ、目撃をした後で、かつ遺体を発見される前、そして最後に遺体が発見された後、という風に場面設定を細かく区切って心理学者に分析してもらったところ、驚くべきことに、ハナさんが先ほど指摘したような変な反応、すなわち全然無反応でコミュニケーションがないような供述になってしまうのは2か所だけだったのです。目撃供述の直前のアヤ子さんが訪ねてくるところからの目撃供述までと、遺体が発見された後、アヤ子さんが、ハナさんのところを訪ねてきて10月12日の訪問について口止めをしたという供述が出てくるのですが、その2つの部分だけが、ちゃんとした「やり取り」になっていないのです。誰かが、独り言のように語っているだけのような、そんな、変な供述になっていて、それ以外は、全部ちゃんとコミュニケーションが取れているというぐらい、綺麗に差が出たということで、やはり結論としては、ハナさんの供述は当初の目撃供述部分と、「告白後」の供述のうちアヤ子さんの関与を窺わせる部分、つまり、アヤ子さん首謀のストーリーに沿うようなところだけが変な供述(コミュニケーション不全)になっているということでした。これはどういうことかと言うと、その部分だけ体験

してないことを語らされている可能性が高い、ということなのです。

14 第3次再審における証拠開示をめぐる攻防

ここまで、第3次再審で提出した新証拠の説明をしてきましたが、もうひとつ、第2次再審に続いて、現在の第3次再審でも、私たちは証拠開示請求を、結構頑張っているいろいろやりました。たとえば、ネガってわかりますか？最近ではみなさんデジカメだから、そのまますぐプリントできるのですが、昔はフィルムと言うのがあって——なんでこんな説明をしなければならないのかという感じですけど——、写真はまずフィルムに焼き付けられて、それをさらに、プリントして写真になるわけで、そのプリントになる前段階のものをネガフィルムといいます。この、いわば写真の「大元」となるネガの原本が、第3次再審で初めて開示されて、全部で、1200枚以上の新たな写真が開示されました。

さらに、こんなこともありました。開示されたネガが入っていたフィルムケースには順番に番号が振ってあったのですが、21番だけが飛んでいたのです。当初検察官はこの21番は「存在しない」と口頭で回答しました。これに対し裁判長が、「ないというのであれば、どうしてないのか、合理的な理由を書面で報告するように」と勧告したのです。そうしたら、結局、「存在しない」と回答していた21番のネガが出てきました。しかもその他に、さらに志布志警察署の写真室から、これまでまったく存在が把握されていなかったネガが17本も出てきました。

いかに捜査側が、これまで証拠を出してきていなかったかということがわかりますよね。今回、裁判所に言われて家探ししたので、警察は、もう大崎事件に関しては「未開示証拠は金輪際存在しません」という報告書を出してきました。でも、私たちの目から見て、存在していることは分かっているけれども未だ明らかにされていない証拠はまだまだあるのです。

ただ、アヤ子さんの年齢を考えるともう待たなしです。2015年7月に第3次再審の申立てをしてから、今年の1月31日まで、再審としては異例のスピードで、充実した審理をやってきました。そしていよいよ、ついこの前の6月9日に、「6月28日に決定を出す」ということが裁判所から告知された

わけです。

15 最後に

もう時間がなくなってきましたので、最後のスライドに移らせていただきます。

再審事件をやっていると、日本の刑事司法はこのままでいいのかと思うことがよくあります。今、ずっと大崎事件の再審の話をしてきましたけれども、そもそもこの再審というのは、過去の裁判が間違っていた時にそれを正す制度ですよね。ところが、日本ではこの再審をどこに請求するかというと、法律上、確定判決をした裁判所に再審請求をすることになっています。たとえば、大崎事件のように鹿児島地方裁判所で確定した事件は、鹿児島地方裁判所に再審請求をするということになっているのです。言ってみれば、裁判官が自分たちの先輩のした誤りを正していくという制度なわけです。裁判所も上下関係のある組織ですから、先輩方がした裁判を、後輩がこれは間違いだって言ってNOを突きつけるというのは簡単なことではありません。イギリスなどでは、まったく別の機関、裁判所とは別の機関が、再審手続のような誤判のチェックをする権限もっています。アメリカでも別機関を設けている州があります。日本でも、誤判のチェックや検証をどの機関が行うべきかということについて、考えていく必要があるのではないかと思います。

そして先ほども証拠開示の話をしましたけれど、捜査中とはもかく、事件が確定した後もなお、確定記録にしても、開示されていない証拠にしても、基本的には全部捜査側が握っていたままになっています。確定記録は確定審の裁判をした裁判所と同じ管轄にある地方検察庁が保管します。警察にも、検察に送らなかった事件の証拠や記録（「未送致記録」といいます）がまだたくさん眠っています。この大崎事件も、先ほど言ったように事件からもう38年も経っているのに、まだ志布志警察署の写真室からネガが18本出てきたのです。こんな形で、証拠がいつまでも捜査側の手に握られたままでいいのでしょうか。

そして、再審請求段階になって弁護人が証拠開示を請求しても、検察官は「その証拠は見当たりません」とか、「もう廃棄しました」と回答することが多い

のです。法律上証拠を保管する役割を課せられている者が、証拠をなくしたり、隠したり、捨てたりしても、今の法律では処罰されないのです。本当にそれでいいのか、という問題もあります。

それから、再審請求ができる人について、最初のほうで検察官が筆頭に挙げられていると言いましたが、有罪判決を受けた本人が死んでしまった場合には、一定の親族（配偶者、直系の親族、兄弟姉妹）など、ごく限られた人しか請求できないのです。そうすると、たとえば死刑になってしまった、死刑が執行された人の再審請求をすることが非常に難しくなることがあります。たとえば、ハンセン病の療養所内で審理された（通常の裁判所ではなく、療養所内を「特別法廷」として裁判が行われました）殺人事件で、冤罪が疑われる事件があるのですが、ハンセン病に対する偏見がなかなか社会からなくならないという問題もあって、ご遺族が名乗りを上げて再審請求ができない、という問題が生じています。これでは、無実の人が有罪判決を受けたまま、いつまでも名誉を晴らすことができません。だから、再審請求ができる人の範囲を拡げるべきだという指摘もあるのです。

それから、袴田事件、みなさんも名前を聞いたことありますよね？ 2014年3月に静岡地方裁判所で再審開始決定が出たのに、検察官が即時抗告して、すでに3年以上経過していますが、まだ結論が出ていません。事件からはもうすでに50年経っています。再審無罪になるのに半世紀かかるって、みなさんの親御さんもまだ生まれてないぐらいの時代の事件で、無実を訴え続けているひとが未だに無実を晴らせていないというのは、制度としておかしいのではないかと、心の底から思います。

そして最後に、実は日本の刑事訴訟法では、再審の手続きに関して定めた規定は19しかありません。たった19しかないのです。先ほどから説明してきた証拠開示だとか証人尋問だとか、再審の中でどのような手続を行うかというのは、何も条文の中には書いていないのです。結局のところ、その再審を扱う裁判官の「やる気」次第ということになってしまうという問題もあります。

このように、大崎事件という一つの事件を知ってもらうということもですけど、大崎事件を知ったところで、次に、本当に日本の刑事裁判の今あるシステムというのは、このままでいいのだろうかということに、ぜひ目を向けてい

ただきたいと思います。

最後になりますが、明後日、大崎事件第3次再審は決定が出ることになっています。きっと再審開始決定が出ると、私は、信じています。でも、そこで万歳はできないのです。なぜでしょうか。今、袴田事件の話をしました。これは、検察官が再審開始請求に対して抗告という不服申し立てができてしまうのですね。袴田事件では一旦は開始決定が出たのに、まだ3年以上決着がつかないまま高等裁判所でぐずぐずやっていて、袴田さんは81歳になってしまいました。大崎事件のアヤ子さんは90歳です。もう、ここで再審開始が出たらすぐにでも再審公判というやり直しの裁判にもっていかなかったら、間に合いません。だから、この再審開始の決定に対して、検察官が抗告することは許されるのか、という、この問題も、非常に大きな問題として、私たちはこれから法改正の必要性も含めて訴えていこうと思っています。これから先、いろんなニュースで出てくると思いますので、ぜひそういった問題にも注目していただきたいなと思います。

大変駆け足になりましたが、私の話は以上です。ありがとうございました。

Q&A

・なぜ、裁判所側が再審を行うことを渋るのですか？

先ほどね、先輩のした過ちを正すということに対してちょっと抵抗があるという話をしましたね。そのときはそこまで踏み込んで言わなかったのですが、実は、裁判所というのはやはり組織なんですね。裁判官にも転勤とか昇進とかの問題があります。その中で、再審開始を出す裁判官と再審開始を出さない裁判官のその後というのがありまして、再審開始決定を書いたことで、地方の雪深い裁判所に転勤させられたり、逆に、再審請求を棄却することで東京高等裁判所にご栄転したり、とかですね、本当はあってはならないことだと思いますが、そういう現実がある。だから再審開始決定を書くということは、ある意味自分の出世を棒に振るくらいの覚悟がいる、ということなのです。そうであってはならないとは思いますが、裁判官の経験をしたことのある弁護士さんなどからはそういう話を聞きます。もちろん勇気を出して再審開始決定を書いた

人が、みんなから認められて出世していくような裁判所のあり方でなければならぬと思うのですが、どうもそうではないらしいということを知っています。

・4人の共犯事件ということだが、その動機は何ですか？

この事件の不幸なところは、被害者のご遺体が堆肥の中から見つかったことです。冷静に考えたら、本当に身内の犯行だったら——こんな近くに、みんな同じ敷地に住んでいるのですよ——同じ敷地の中の、すぐ見つかるようなところに埋めるかと思うのですが、警察はこの一族の家が集落の奥まったところにあったので、身内の犯行に違いないという風に、ストーリーを立ててしまいました。そうやって身内の犯行に違いないというストーリーを立てたときに、警察は一家の長男の嫁であるアヤ子さんが、家族に保険を掛けていたという情報をつかんだのです。これは、ここの一族たちは、先ほども言った通り、男性はみんな知的障害を持っていて、いつどこでどうなるか分からないような人たちだったので、長男の嫁でしっかり者だったアヤ子さんは、葬式代くらい出るようにということで、それぞれに保険を掛けていたのです。これが保険金目的の殺人という見立てをされたことにつながったわけです。

・その動機と、途中で供述が変遷したということに関連はありますか？

まずこの事件は、先ほど言ったように被害者が側溝に転落して、重傷を負っていたところを、近所の2人が連れて帰って、被害者の自宅の土間に置いてきたという話になっているのです。そしてその夜、被害者がそのような状態で土間にいることを知る人ができた人はアヤ子さんしかいなかったのです。他の人たちは親族の結婚式に行って酔っぱらって帰ってきてそれぞれの自宅で寝ていました。だから最初に一郎さんと二郎さんの二人が自白をしたものの、この人たち二人で、いきなりむくっと起き上がって殺しに行くということはどう考えてもおかしいだろうというところに、さっきのアヤ子さんの保険の話がでてきて、「ああ、きっとアヤ子に唆されてやったんだろう」というストーリーになり、さらに、被害者がかなり体格のいい男性だったため、今度はその三人だけでは運べないだろうということで、死体遺棄の共犯者に太郎さんを加えた、そういう話だと思えます。

- ・ 証拠を隠していたとかねつ造したとか、紛失したとかいうのをなぜ、罪にならないのかというのがありましたけど、無理なストーリーをでっちあげるといふか、冤罪なのかでっちあげなのかということも含めて、なぜ捜査機関はそんなことをするのか、その動機といふか、そこらへんについてはどうお考えですか？

警察も、無実の人を犯人に仕立ててやろうと思って、最初から冤罪を作ろうと思って、捜査をしているわけではないと思いますよ。けれども一度、筋立てができたときに、引き返す勇気がないのです。志布志事件もそうだと思います。あんな小さな集落に、何百万もお金をばらまくでしょうか？ちょっと考えたら分かることが、一度ストーリーがガチっと固まったら、途中で引き返せないんですね。逆に、自分たちのストーリーに沿う方の証拠しか集めないのです。だから、証拠開示の話をしましたけれど、そもそもその証拠というのは、今のような「彼らが犯人である」という筋立てに沿うような証拠しか集めていないので、たとえば、自転車ごと転落して大けがして、もしかしたらそこで死んでいたかもしれないかというのに、自転車を精査した痕跡がないのです。自転車が大写しになっている写真も、一枚もありません。そういう問題もまた、ただ単に証拠を隠すということだけではなくて、一度ストーリーが固まったらそれに則した証拠しか集めないことでますます真実から遠のいてしまうという問題もあるのだらうと思います。

- ・ 再審手続きのところで、再審請求だけでなくその後再審公判という二段構えになっているというお話でしたが、話を聞いていると再審請求の段階でかなり詳しく考えるということで、公判の意味があるのか、疑問に思ったのですが、どうなんでしょうか？

大変いい質問だと思います。再審請求と再審公判をどういうバランスで捉えるかというのは結構学会でもいろいろ議論があるところで、少なくとも今の日本は、再審請求の段階で有罪無罪の判断までもしてしまっている運用になっています。言ってみれば、再審公判の先取り機能みたいな形になっているというのが現状です。確かに再審公判でまた長引いてしまうようなことがあるよりは、先に無罪にすることが固い事件だけを再審請求の段階でふるいにかけるという

のは合理的な気がしなくもないのです。けれども、再審請求というのは非公開の手続です。それから、請求人の権利保障もほとんどありません。手続への立合いも認められませんから、そういう前裁きのところで、実質的な有罪無罪の審理をするのは大変問題だと思います。日本の再審制度のルーツにあたるドイツの刑事訴訟法では、再審請求手続にあたるものは本当に軽くて、無罪となる蓋然性さえあれば開始決定を出して、あとは再審公判の方で、有罪無罪を争うという、そちらの方に重きを置く建てつけになっていて、私は個人的には、当然そちらの方が好ましいと思っています。ただ、日本の場合は、もう再審請求で、開始決定が確定するとほぼ無罪になるというようなことで、請求審段階で、実際には再審公判の結論を先取りした判断をしているのが現状です。

(補注)

本講演の2日後にあたる2017年6月28日、鹿児島地方裁判所は大崎事件第三次再審請求について、請求人が提出した法医学鑑定・供述心理鑑定のいずれについても、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じさせる明白な新証拠にあたるとして、再審を開始する決定をした。

再審開始のニュースは在京キー局のテレビニュースでも大きく取り上げられ、全国の十数紙に及ぶ新聞が「一刻も早い再審公判を」と社説で訴えた。

しかし、5日後の7月3日、検察官は再審開始決定を不服として、即時抗告を申し立てた。

現在、即時抗告審を審理している福岡高裁宮崎支部の裁判長は、「裁判所としてもいたずらに審理を長引かせようとは考えていません」と明言しており、一刻も早い即時抗告棄却、そして再審公判での無罪判決が望まれる。

鹿児島大学法学会2017年度第1回講演会



弁護士 鴨志田祐美

1

プロフィール

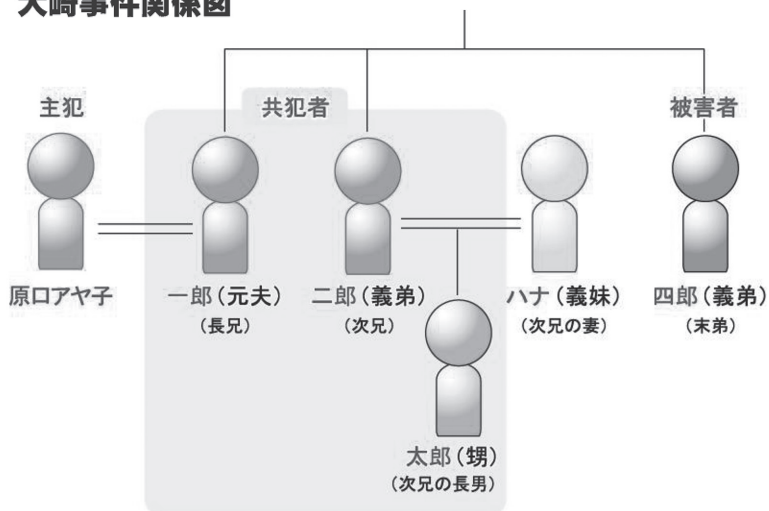
- * 神奈川県出身，早稲田大学法学部卒業
- * 会社員，主婦，公務員試験予備校講師を経て，2002年，40歳で司法試験合格
- * 2004年，鹿児島県弁護士会登録
- * 「町医者」的弁護士として奔走する傍ら，再審弁護（大崎事件弁護団事務局長），子どもの虐待やDV問題，少年事件，犯罪被害者と加害者との関係修復のための活動に取り組んでいる。

著書・寄稿

- * 『転落自白～日本型えん罪はなぜうまれるのか～』（日本評論社，共編著，2012年）
- * 「大崎事件…つづら折りの事件史あるいは奮闘記」（法学セミナー686号，41～43頁）
- * 「事例報告⑤ 大崎事件～裁判所の裁量と再審の格差問題～」（季刊刑事弁護74号，105～106頁）
- * 「証拠開示は再審の扉を軽くしたのか？」（季刊刑事弁護80号，100～105頁）
- * 「大崎事件第2次再審請求から見た刑事司法の問題」（法学セミナー719号，7～11頁）
- * 「大崎事件第3次再審請求審の総括」（季刊刑事弁護90号，107～111頁）
- * 「再審制度の抱える諸問題」（岩波書店『シリーズ刑事司法を考える』第5巻，265～298頁，2017年）

2

大崎事件関係図



3

事件の概要 ～事件発生から満期服役まで～

- 1979年10月15日、鹿児島県大崎町で原口アヤ子さんの義弟が、自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見された。
- 事件直後、被害者の長兄(一郎)と次兄(二郎)が犯行を自認して逮捕された。当初の自白は、殺人・死体遺棄とも2人の犯行というものだった。
- その後、2人の自白は、殺人については原口さんの指示による3人の犯行、死体遺棄については次兄の長男(太郎)も加えた4人の犯行と大きく変遷した。
- 共犯者たちの自白を支える客観証拠はほとんどなかったが、共犯者たちは公判でも事実を争わず有罪となり、控訴せず服役した。
- 原口さんは一貫して犯行を否認したが、1980年3月31日、懲役10年の有罪判決を受けた。控訴、上告とも棄却され、原口さんは満期服役した。

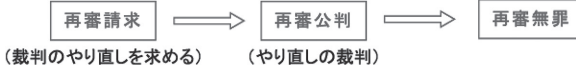
4

第1次再審請求・第2次再審請求の経過

- 1995年 ● 原口さんと3人の共犯者たちすべてが無罪であるとして第1次再審請求。
- 2002年 ● 鹿児島地裁が再審開始を決定。検察官が即時抗告。(鴨志田：司法試験合格)
- 2004年 ● 福岡高裁宮崎支部が再審開始決定を取消。(鴨志田：弁護士登録)
- 2006年 ● 最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。
- 2010年 ● 原口さん、鹿児島地裁に第2次再審請求。(鴨志田：事務所独立)
- 2011年 ● 一郎(被害者の長兄、原口さんの元夫、故人)につき、遺族が再審請求。
- 2013年 ● 鹿児島地裁が上記2事件とも再審請求を棄却する決定。弁護側は即時抗告。
- 2014年 ● 福岡高裁宮崎支部は弁護側の即時抗告を棄却。弁護側は特別抗告。
- 2015年 ● 最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。

再審手続(刑訴法第四編 435条～453条)

確定した裁判に誤りが見つかった場合に「裁判のやり直し」をする手続



現行刑訴法・・・不利益再審の禁止(435条柱書, 436条柱書, 452条)

再審の目的=「無辜の救済」(誤った裁判により有罪とされた無実の者を救うこと)

Q. 申立権者に「検察官」が入っている意味は?

★ 再審開始要件(435条6号)「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」

明白性

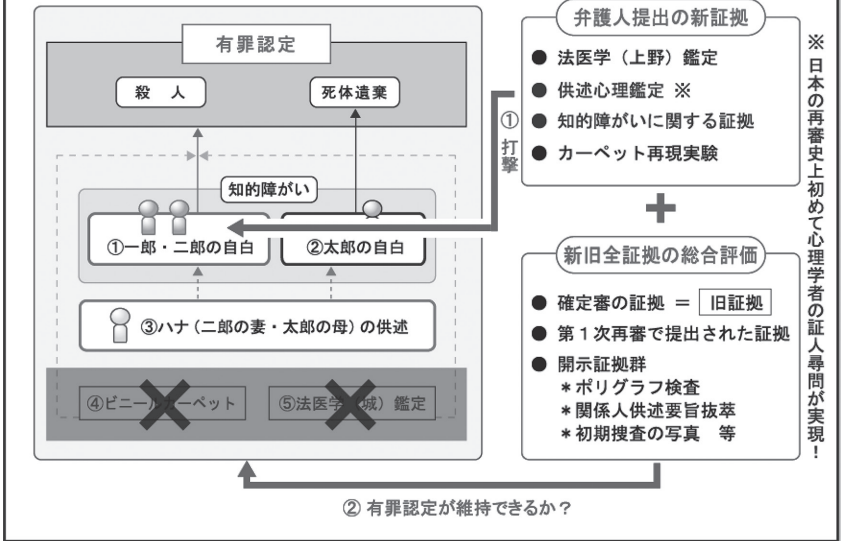
新規性

白鳥決定(最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁)

● 新証拠の「明白性」判断・・・もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき。

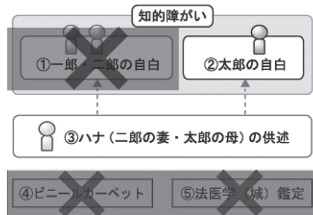
● その判断にも「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用される。

第2次再審請求(即時抗告審)の審理 ～新証拠と総合評価～



9

即時抗告審棄却決定



～棄却決定の要旨～

- ①…信用性高くない
- ④, ⑤…それだけでは意味を持たないところ
- ②, ③の信用性を肯定→①も信用できる→全体として自白の信用性を認め抗告棄却

②, ③(それ自体には客観証拠の裏付けなし)が信用できるから①も信用できるという理屈

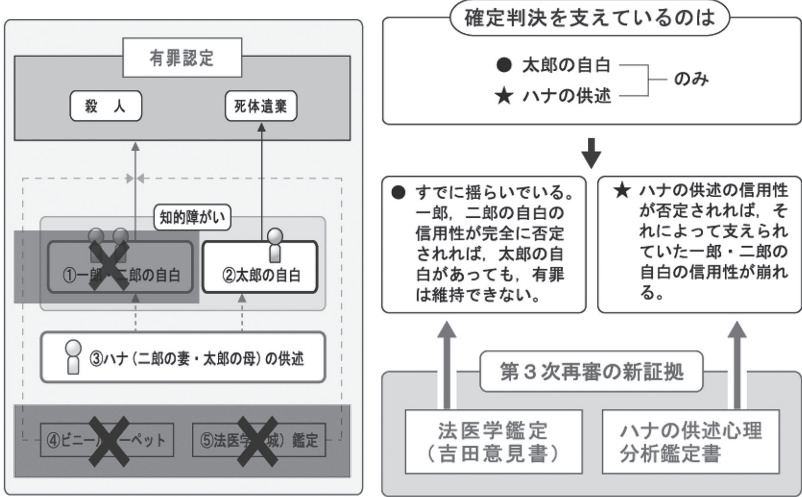
～棄却決定の問題点～

- 殺人の直接証拠である自白
 - 客観証拠(カーペット, 法医学)
- 証明力が否定されれば「無罪」では?
- But
- 証拠構造の「組み替え」
 - 旧証拠の「かさ上げ」

再審手続にも「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則が妥当するという白鳥・財田川決定違反

10

第2次再審請求の到達点 → 第3次再審のスタートライン

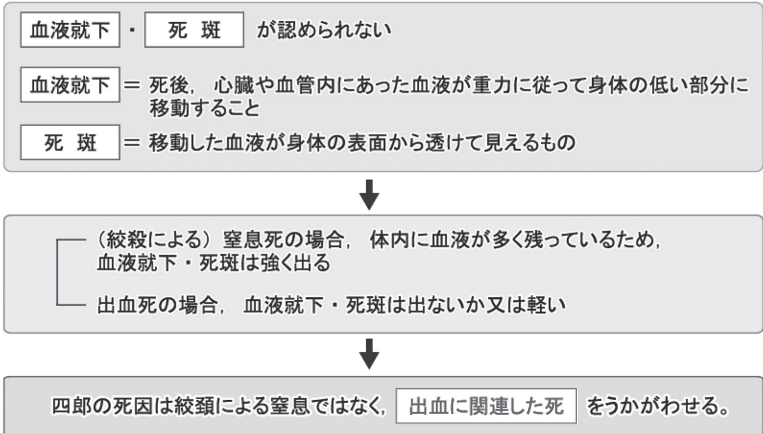


11

第3次再審の新証拠 ～その1～ <法医学鑑定>

☆ 吉田謙一氏 (東京医科大学教授) による法医学鑑定

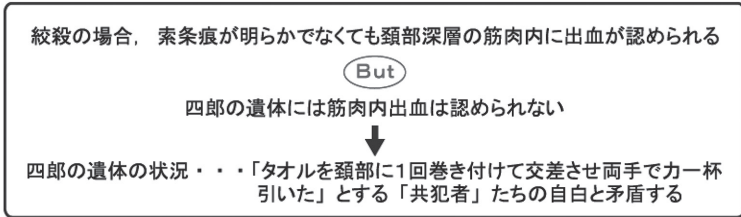
① 四郎の死因



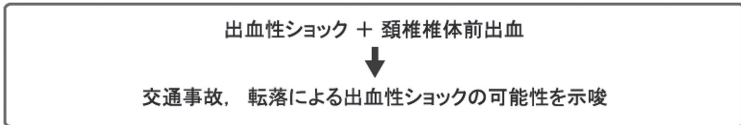
12

第3次再審の新証拠 ～その1～ <法医学鑑定>

②「共犯者」たちの自白による犯行態様と遺体の状況



③ 四郎の死はどのようにもたらされたのか？



13

第3次再審の新証拠 ～その2～ <供述心理鑑定>

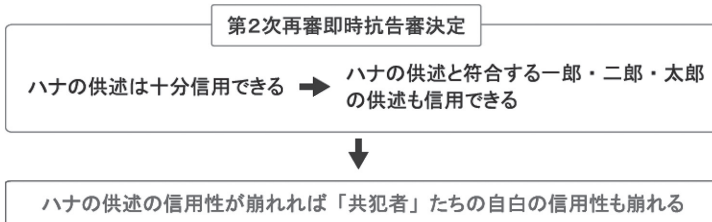
☆ 大橋靖史氏（淑徳大学教授）・高木光太郎氏（青山学院大学教授）による鑑定

● 分析の対象＝ハナの「目撃（耳撃）」供述



- ① アヤ子が二郎に犯行を持ちかけ、二郎がこれに応じて外出した
- ② 二郎が帰宅したとき「うっ殺してきた」と言った
- ③ その後、太郎は「加勢してきた」「黙っちゃらんや」と言った

● なぜ、ハナの供述を鑑定したのか



14

第3次再審の新証拠 ～その2～ <供述心理鑑定>

ハナの目撃供述の変遷を分析

- 事件に関する新情報が付加されるとそれまでの供述と不整合が生じる
- 犯行に結びつく重要な出来事を目撃する場所への移動とそこからの離脱が「小便」や「寝る」という生理的欲求をきっかけとしている

変遷パターンに繰り返しが見られる

ハナのS54.11.3 検面調書を分析

- 太郎の「加勢してきた」「黙っちゃらんや」という発言を聞いたときのハナの無反応
- ↓
- 実際のコミュニケーションの場でこのような無反応が生じるのは考えにくい

非体験性兆候である「逆行的構成」

ハナの供述には コミュニケーション不全 の兆候がある

- 一郎・二郎の供述と類似の特徴
- 足利事件の菅家利和氏の供述とも共通

ハナの供述には体験記憶に基づかない情報が含まれている可能性大

15

第3次再審の新証拠 ～その2～ <供述心理鑑定>

当初の鑑定

「ハナの目撃供述」の分析 ← 検察官調書を中心とした分析

コミュニケーション不全
(非体験性兆候)

裁判長の問いかけ

「検察官調書は有罪の立証に必要な供述のみを記載するから『記載がないこと＝供述していないこと』とは言えないのでは？」

ハナのすべての供述調書
(警察官調書, 検察官調書)を対象とした
「補充鑑定書」を提出

	1 目撃前	2 目撃	3 目撃後	
			3-① 遠体発見前	3-② 遠体発見後
告白前 A	○	○	○	○
告白後 B	○	コミュニケーション 不全	○	コミュニケーション 不全

結論

ハナの供述に非体験性兆候が見られるのは
犯行を目撃したとの告白後における原口さんの関与をうかがわせるエピソードのみ
であることが明らかに！

16

第3次再審（請求審）における証拠開示をめぐる攻防

- 1 確定審の法医学鑑定（城鑑定）添付の写真
 - ⇒ 吉田鑑定人尋問を鮮明な写真で実施することが可能に！
- 2 第2次再審即時抗告審で存在が判明していた46本のネガフィルム
 - ※ 第2次再審段階では「一部の写真しかプリントできない」として500枚の写真のみが開示
 - ⇒ 46本のネガのほぼすべての写真（1200枚以上）がプリントできた
- 3 「欠番ネガ」問題（フィルムケースの続き番号のうち「21番」だけが飛んでいた）
 - ※ 検察官は「21番は存在しない」と回答していた
 - ⇒ 裁判所が「もう一度確認するように」と指示
- 4 「欠番ネガ」プラス17本のネガフィルムの存在が新たに判明！
 - ⇒ 事件から37年の歳月を経て初めて存在が明らかになった（すべてプリントできた）
- 5 県警は大崎事件に関する未開示証拠は「金輪際存在しない」と報告
 - ⇒ 「存在」が明らかなのに開示されていない証拠もある
 - * 「共犯者」の現場検証を録音したテープ
 - * 側溝に転落した被害者を最初に目撃した近隣住民の供述調書

17

第3次再審請求 ～スピーディーな審理～

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 2015年 | 7月 | 8日 | ● 鹿児島地裁に第3次再審請求（申立当日に弁護団と裁判官が面談） |
| | 10月 | 2日 | ● 検察官の意見書提出される |
| | 10月 | 9日 | ● 第1回進行協議期日（法医学者と心理学者の証人尋問採用） |
| | 11月 | 10日 | ● 第2回進行協議期日
（裁判所が死体発見時の写真と解剖写真のネガ開示勧告） |
| | 11月 | 24日 | ● 証人尋問（法医学者 吉田謙一教授） |
| | 12月 | 8日 | ● 証人尋問（心理学者 大橋靖史教授・高木光太郎教授） |
| | 1月 | 8日 | ● 証人尋問（法医学者 近藤稔和教授）※ 検察側証人 |
| 2016年 | 6月 | 3日 | ● 第6回進行協議期日（原口さんの長女の意見陳述、
46本のネガ開示勧告） |
| | 8月 | 5日 | ● 証人尋問（心理学者 大橋教授・高木教授の再尋問） |
| | 11月 | 30日 | ● 最終意見書提出（弁護団・検察官 双方） |
| 2017年 | 1月 | 12日 | ● 弁護団、開示写真のもつ意味についてプレゼンテーション |
| | 1月 | 31日 | ● 弁護団、最終意見補充書提出 |

18

あるべき「法」・「制度」を考えてみよう

過去の裁判が誤りだったかどうかについて同じ裁判所が判断していいの？

捜査側がすべての証拠を握ったままでいいの？
証拠をなくしたり、隠したり、捨てたりしても罰せられないの？

間違いが見つかったら誰でも再審の申し立てができるんじゃないの？

再審無罪になるまでに半世紀もかかるっておかしくない？

再審手続の規定がたった20条足らずでいいの？

19

